

令和6年色麻町議会定例会3月第2回会議会議録（第1号）

令和6年3月26日（火曜日）午前10時05分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番	西村義隆君	8番	小川一男君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長兼清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今 野 和 則 君

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 議案第31号 色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第8 議案第36号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第37号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第38号 令和5年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第39号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	会議日程の決定	
日程第 3	議案第31号	色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第32号	色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第33号	色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 6	議案第34号	色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第35号	令和 5 年度色麻町一般会計補正予算（第 11 号）
日程第 8	議案第36号	令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）
日程第 9	議案第37号	令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第10	議案第38号	令和 5 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第11	議案第39号	令和 6 年度色麻町一般会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 05 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年色麻町議会定例会を再開し、3 月第 2 回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

町より提案された会議事件は、議案第31号から議案第39号までの 9 案件であります。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番西村義隆議員、8番小川一男議員の両議員を指名します。

日程第2 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。3月第2回会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、3月第2回会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第31号 色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第31号色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第31号色麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

指定居宅介護支援事業所とは、介護保険を利用する介護の必要な方や、その家族の御要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、在宅で適切なサービスができるよう支援する事業所で、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが利用者とサービス事業者のパイプ役となり、連絡調整や介護に関する様々な相談に応じるところでございます。

また、介護サービスの計画、いわゆるケアプランを作成し、利用者が適切な介護サービスを受けられるお手伝いを行う事業所で、町内では色麻社協ケアセンターや、ケアプランニング希望館がその事業所に該当いたします。

今回の改正は、大きく6点に集約されます。

まず1点は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けることによる介護予防支援を実施する際のケアマネジャーの員数を規定するものであります。

2点目は、管理者の兼務範囲を明確化するものであります。

3点目といたしまして、利用者への説明及び理解を得ることを一部努力義務化するものであります。

4点目といたしましては、利用者の身体的拘束等の適正化であります。

5点目といたしましては、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施方法の整備であります。

6点目といたしましては、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

それでは、これらの改正内容を踏まえ、改正の要点を御説明申し上げます。

審議資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

第5条第2項で、ケアマネジャー一人当たりの取扱い件数についてで、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要になる人員基準について、原則、要介護者の数に、要支援者に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数ごとにですね、1人ずつ増えていくというものでございます。

また、同条第3項で、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば、49以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数ごとに1人ずつ増えるというものでございます。

第6条第32項第2号では、管理者の兼務範囲を明確化するものとして、管理上支障がない場合に管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えないこととするものでございます。

3ページ。

第7条第3項では、利用者への説明及び理解を得ることの一部努力義務化として、過去6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合並びに同一事業者によって提供されたものの割合に関して利用者等に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

第16条第1項第2号の2では、利用者の身体的拘束等の適正化として、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等は行ってはならないこととし、やむを得なく身体的拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由等の記録を義務づけるものでございます。

同条第15号のイでは、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施方法の整備として、文書によって利用者の同意を得ること、サービス担当者会議等において利用者の心身の状況が安定し、かつテレビ電話装置等を活用して意思疎通できるこ

と及びテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報については、ケアマネジャーが担当者から提供を受けることについて、主治医等の合意を得ていることを要件に、少なくとも2か月に1回は利用者宅の訪問をして利用者に面接し、利用者の居宅訪問をしない月においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

7ページを御覧ください。

第25条第3項では、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

議案書4ページに戻っていただきまして、この条例は令和6年4月1日から施行となります。ただし、第25条に1号を加える改正規定、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない規定の適用でございますが、そちらは令和7年4月1日からの施行とするものです。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 座ったままでよろしいですか。

今回、一番、主な改正点、6点説明ありましたがけれども、一番のやっぱり問題というか、一番のところは、多分、身体拘束かなというふうに捉えるんですけども、当然、介護保険法ではそれ禁じられているわけですし、それから個人情報保護や障害者福祉法、また、高齢者福祉法等でもそれらは好ましくないようになってます。

今回、これを改正するという事なんですけれども、こういう改正が、現場の担当者に委ねられる点が多いのかなというふうに感じるんですけども、要するに、複数の人でそれを確認するわけではないと思いますので、そうしたときに、改ざんという言葉が正しいかどうか分かりませんが、そういう身体拘束をする理由は、その方の視点というか、主観っていうか、それでやられる場合もある可能性がなきにしもあらずかなと思うんですけども、そういう意味ではなし崩しになるような気がしないでもないんですけども、その辺についてはどのように担当課としては思っているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって、今回、身体拘束、その、基本的には行ってはならないというふうに、議員おっしゃるとおりでございますが、やむなく身体拘束を行う場合の記録とか、その辺をですね、規定するものでございます。

緊急、やむなく、やむを得ない理由等の記載が義務づけられておりますので、この辺は皆さん、主治医も介護保険を使ってる方いるものですから、その点の連絡調整は行っ

た上で、そういうことをやむなくせざるを得ないときは行うというような状況になるかなというふうには考えておりました、その時々、その対応する介護職員の考えで行われるっていうのは、ちょっと想定しておりません。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今の説明ですと、緊急、やむなくっていう意味、言葉を使っている。そのときに、主事の者と相談する余裕はあるんですか。緊急を要するんでしょう。緊急を要するという言葉を使っておいて、主治医または主事の者と相談をして決める。緊急性なんじゃないの、そういう言い方だったら。まず、そいつが1点ね。

それから、その身体拘束をする場合、緊急かつやむを得ないという、そのやむを得ないという、その緊急かつやむを得ないという定義、それはどのような事例を想定しているのか、まず、それを2点お願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 今の御質問でございますが、緊急というのはどういう状況かというのが1点目で、2点目に緊急、どういうものかということ、お医者さんと相談。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 緊急性がどういうものかということじゃなくて、緊急という言葉を使ったけれど、その主事の者と、要するに主治医だと思わうんですけれども、その方と相談する余裕があるんですかっていうの、緊急という言葉を使っている以上。そういうことなんです。課長が言わんとすることも分かるんですけど、それが一点ですということ。

緊急と言ったらもう、生命、身体生命に関わるというふうに理解しているのね。そのときに、主事の者と、主事の、医者等と相談をして、どうしたらよろしいでしょうかっていう、相談する余裕があるんですかっていう、そういう中での緊急性という言葉を使っている中で、そういう、どういう、そういうのが本当に表現として正しいのかどうかなんです。具体的に、だったらどういうことを想定しているのかということが2点目ね。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって、緊急性の話でございますが、実際、主治医がいて、そういう行動を起こしかねないような方におきましては、事前に主治医からの意見とかは取っていることになると思います。そういった上での緊急性を持ったという、緊急性ということでございますが、例えば点滴とかですね、そういった生命を維持するために必要なものを無意識のうちに抜いてしまうとか、そういった行為とかがある際には、やはりそこに手を伸ばさないような、ここでいう身体的拘束、そういったものが必要になってくるかなと思います。

そういった意味では、今、想定できるのっていうのは、そういうことかなというふうには私のほうでは判断しておりますが、そういった判断でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） これですら3回目だね。

あのね、主事の者と事前に相談してね、そういうことを決めるんだというような、事前にそういう話をしておいて、相談を一々するんでなくて、あとは現場での判断というふうに理解するんですけども、ただ、その場合ね、本当に緊急かつやむを得ないのかっていう判断をどなたがすんのかなっていう、ちょっと疑念もあるのね。その人の手に負えないからもう緊急だと、やむを得ないという判断にしてしまうのか。要するに、だから、どういうことを想定するんですかって言ったの、そこなの。明確な、これこれこういうものです、こういうものですよという明確な基準がある、または対応といえはいのかな、対応。体の対応ね。対応の対応。こういうときにはこうしなさいとっていう一つのマニュアルを持ってそういう対応するのかなと思ったんだけど、今の話だと、ただ一点だけ、例えば点滴の管抜いたり、どうのこうのという話だ。だから、それ以外にも想定するものがあるんだと思うのね。だから、こういうものと、こういうものと、こういう場合は、事前に主事の者と相談をして、この場合は現場の判断でこういう対応をしますよという、それが身体拘束だという定義なのかどうかっていうの確認なんです。

さらにね、身体、その生命、身体という表現している中で、その中でね、ここに、どこだ、ここだな、その他の利用者等もあるっていうね、あるんですけども、その他の利用者等も信託をされるというふうに理解するのね、必要であれば。これもそうなの。そうした場合、これもどういうことが想定してこういうことを定めたのか、それもちよっと確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

先ほどのその身体拘束に関しての部分の基準とか、そういったマニュアルというところですが、それは今のところはこれといったものはないんですが、その辺は事業所においてですね、今回この規定は居宅介護支援事業所の規定、基準でございまして、こちらはケアプランをつくったりするほうになります。実際、身体拘束等を、身体拘束等を行わなければならないような場面に遭遇するのは、その方を入所させている事業所とかそういう扱いになりますんで、そちらのほうでもそういった認識の下に行っていくものですし、あとは先ほど申し上げたとおり、主治医からの意見書とか、そういった指示も出ていることになります。

それで、そういったところの方々に協議した上での、やむなく行わざるを得ないときには行うということになりますんで、その辺は十分にその辺、委員会の設置等とかも今後、事業所のほうですね、事業所側にはそういうことも課せられる状況でございまして、そういったところでは議論を図られた上で、ある程度の基準を決めた上で、それに合致するかというところで、緊急的に行うということになると思います。

それと、あとそのほかの方への危害等の部分ですね、そういった部分に関しましては、あくまでもその状態で、ほかの人のところに何らかの手が及んだりするようなことがな

いような部分でございますので、そういったのも各施設等で決めることにはなると思われます。そういった委員会の設置をしたりとか、あと、そういった基準に合わせた今後研修とかですね、そういったのは事業所単位で行っていくことになるかなと思っております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第32号色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第32号色麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、議案第31号と一部同様の改正で、管理者の兼務範囲の明確化、利用者の身体拘束等の適正化、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施

方法の整備、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけなどが主なものでございます。

また、指定介護予防支援事業者とは、今までは地域包括支援センターのことでありまして、町直営または町から委託を受けた事業者とされておりましたが、介護保険法の改正により、令和6年4月から指定居宅介護支援事業者にも指定を受けて、介護予防、支援事業を実施できるようになるものでございます。

それでは、それらの改正内容を踏まえ、改正の要点を御説明申し上げます。

審議資料9ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項では、事業者の員数についてで、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合については、事業所ごとに1人以上の介護支援専門員を置かなければならないこととするものでございます。

10ページを御覧ください。

第4条第3項では、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合における管理者についてで、介護支援専門員は常勤かつ主任介護士、支援専門員である管理者を置かなければならないこととするものでございます。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるものとするものでございます。

また、同条第4項で、管理者の兼務範囲を明確化するものとして、管理上支障がない場合に、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における、他の事業所でなくても差し支えないこととするものであります。

12ページを御覧ください。

第11条第2項及び第3項では、利用料等の受領についてで、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得た上で、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができることとするものでございます。

13ページ。

第22条第3項では、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

第29条第2項第3号及び14ページ、第31条第1項第2号の2並びに第2号の3では、利用者の身体拘束等の適正化として、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないこととするものです。また、やむなく身体拘束を行う場合は、拘束等の対応、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を、その完結の日から5年間保存することを義務づけるものでございます。

同条第16号、イでは、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施方法の整備として、文書によって利用者の同意を得ること。サービス担当者会議等にお

いて、利用者の心身の状況が安定し、かつテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること及びテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、介護支援専門員が担当者から提供を受けることについて、主治医等の合意を得ていることを条件に、少なくとも6か月に1回は利用者宅を訪問して利用者に面接し、利用者宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

また、同条ウで、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状態に著しい変化があったときは利用者宅を訪問し、面接をすることを規定としております。

議案書8ページに戻っていただきまして、附則については、この条例は令和6年4月1日から施行となります。ただし、第22条に1項に加える改正規定、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない規定の適用については、令和7年4月1日からの施行とするものです。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第33号色麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第33号色麻町指定地域

密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例につきましても、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、第1章から第10章までで、第1条から第204条までと長く、今回の改正箇所も大変多いことから、大まかな改正内容と改正の要点を御説明申し上げたいと思います。

まず、指定地域密着型サービス事業者についてですが、本町では、第6章に規定している認知症対応型共同生活介護で、グループホームサンスマイルしかまを指定していましたが、令和4年9月から住宅型有料老人ホームとなっており、条例で定めているサービス事業者については、現在、本町にはありませんが、新規開設する場合に備えて条例で規定してございます。

今回の改正は、議案第32号と一部同様で、大きく5点に集約されます。

まず1点目は、管理者の兼務範囲を明確化するものでございます。

2点目は、利用者の身体的拘束等の適正化で、緊急やむを得ない場合には、記録を義務づけるものでございます。

3点目は、重要事項のウェブサイトの掲載を義務づけるものでございます。

4点目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

5点目は、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、実効性のある連携体制を構築することを義務づけるものでございます。

それでは、これらの改正内容を踏まえ、改正の要点を御説明申し上げます。

審議資料25ページを御覧ください。

第24条第1項第8号及び第9号では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供の際の利用者の身体拘束等の適正化として、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするものでございます。また、やむなく身体的拘束等を行う場合は、拘束等の対応、時間、その他の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を義務づけるものでございます。

27ページを御覧ください。

第34条第3項では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

28ページを御覧ください。

さらに第42条第2項第5号で、緊急やむを得ない理由等の記録を、その完結の日から

5年間保存することを義務づけるものでございます。

30ページを御覧ください。

第51条第1項第5号及び第6号では、指定夜間対応型訪問介護のサービスの際の利用者の身体拘束等の適正化として、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこととし、やむを得なく身体拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由等の記録を義務づけるものでございます。

さらに第58条第2項第3号で、緊急やむを得ない理由等の記録を5年間保存することを義務づけるものでございます。

同様に34ページ、第59条の9、第1項第5号及び第6号、35ページ、59条の19、第2項第3号の指定地域密着型通所介護の運営に関する基準、それと39ページ、第59条の30第1項第3号及び第4号、第59条の37、第2項第4号の指定療養通所介護の運営に関する基準、続いて43ページでございます。第70条第1項第5号及び第6号、第79条第2項第3号の指定認知症対応型通所介護の運営に関する基準にも同じく追加いたすものでございます。

47ページでございます。御覧ください。

第92条第1項第7項では、指定小規模多機能型居宅介護のサービス提供の際の利用者の身体拘束等の適正化として、身体的拘束等の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、介護職員等に周知徹底を図ること、指針を整備すること、定期的に研修を実施することを義務づけることとしております。同様に68ページ、第196条第1項第7号、指定看護小規模多機能型居宅介護の運営に関する基準にも同じく追加するものでございます。

49ページにお戻りいただきまして、第106条の2では、指定小規模多機能型居宅介護の事業者には、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

51ページを御覧ください。

第125条第2項から第6項では、指定認知症対応型共同生活介護の事業者には、利用者の病状が急変した場合や、新興感染症の発生時に対応するため協力医療機関を定めることを努力義務とし、その要件を定めるものでございます。

同様に、56ページ、第147条第2項から第6項指定地域密着型特定施設入所者生活介護の運営に関する基準にも同じく追加するものでございます。

61ページを御覧ください。

第172条では、指定地域密着型介護老人福祉施設においては、協力病院を定めることが義務づけられておりましたが、利用者の病状が急変した場合や、新興感染症の発生時に対応に向けて、実効性のある連携体制を構築するため、複数の医療機関を協力医療機関と定めることを可能とし、その要件を定めるものでございます。

議案書21ページにお戻り願います。

附則については、この条例は令和6年4月1日から施行となります。ただし、第34条

に1項を加える改正規定、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない規定の適用については、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第34号色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第34号色麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例につきましても、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、指定地域密着型介護予防サービス事業者についてですが、現在、本町にはありませんが、新規開設する場合に備えて条例を規定するものでございます。

今回の改正は、議案第33号と同様の改正で、管理者の兼務範囲の明確化、利用者の身体拘束等の適正化、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務づけ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけ、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、実効性のある連携体制を構築することの義務づけなどが主なものでございます。

それでは、これらの改正内容を踏まえ、改正の要点を御説明いたします。

審議資料の81ページの新旧対照表を御覧ください。

第32条第3項では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

82ページを御覧ください。

第40条第2項第3号では、指定介護予防認知症対応型通所介護のサービス提供の際の利用者の身体拘束等の適正化として、緊急やむを得ない理由等の記録を5年間保存することを義務づけるものでございます。さらに、42条第1項第10号及び第11号、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこととし、やむを得なく身体拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由等の記録を義務づけるものでございます。

86ページを御覧ください。

第53条第3項では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業者は、利用者の身体的拘束等の適正化として、身体的拘束等の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、介護職員等に周知徹底を図ること、指針を整備すること、定期的に研修を実施することを義務づけるものでございます。

87ページ。

第63条の2では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業者に、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

90ページを御覧ください。

第83条第2項から第6項では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者に、利用者の病状が急変した場合や、新興感染症の発生時に対応するため、協力医療機関を定めることを努力義務とし、その要件を定めるものでございます。

議案書27ページにお戻り願います。

附則については、この条例は令和6年4月1日から施行となります。ただし、第32条に1項を加える改正規定、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない規定の適用については、令和7年4月1日からの施行とするものです。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第11号）

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第35号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第35号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ8,972万5,000円を減額し、予算総額を50億6,432万円といたしました。

今回の補正は、予算執行に基づく予算整理と、交付金などの交付額確定等に伴う補正が主なものであります。そこで、金額の大きいものを主として御説明いたします。

まず、歳入から。

議案書37ページを御覧ください。

第2款地方譲与税第3項森林環境譲与税で108万1,000円の増。

第6款個人法人事業税交付金第1項法人事業税交付金が130万9,000円の増。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金は、一般財源分として298万5,000円、社会保障財源分といたしまして339万4,000円、合わせて637万9,000円の増額としております。

38ページ。

第8款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金で163万8,000円の増。

第11款地方交付税第1項地方交付税は、特別交付税126万7,000円、震災復興特別交付

金73万2,000円、合わせて199万9,000円の増額としております。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で114万4,000円の減。

39ページに移りまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で408万6,000円の減額。

第16款県支出金第2項県補助金2目民生費県補助金において、乳幼児医療費補助金105万円の減などとなっております。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を9,680万円の減額としております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出補正の内容につきましては、事業の実績に基づく予算整理のための減額補正が主であります。

議案書41ページを御覧ください。

主なものとしたしまして、第2款総務費は第1項総務管理費で、役場庁舎雨漏り修繕工事費で203万円の減。役場庁舎等電話設備更新工事費261万円の減。42ページから次の43ページにかけての第4項選挙費では、5目町議会議員選挙費で選挙公営等負担金583万6,000円など、合計で716万9,000円を減額しております。

第3款民生費第1項社会福祉費では、障害福祉計画策定業務委託料277万2,000円の減。44ページに行きまして、第2項児童福祉費では、11目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費において、過年度分の補助金精算に伴う返還金として74万3,000円を増額しております。

第4款衛生費第1項保健衛生費5目保健福祉センター管理費では、修繕料を200万円減額しております。

46ページに移りまして、第6款農林水産業費第2項林業費で、森林環境整備基金積立金113万6,000円の増。

第7款商工費は、平沢交流センター別館和室等空調設備交換工事費で105万3,000円の減。すみません、150万3,000円の減。

47ページに移りまして、第8款土木費は第2項道路橋梁費で、2目道路維持費において、除雪にかかる経費などとして報酬、需用費、借上料など、合計で2,526万9,000円の減額となりました。5目王城寺原演習場関連公共用施設整備事業費において、学校1号線改良工事費、広域1号線舗装工事費合わせて1,578万円の減。6目大原線舗装補修事業費では、測量調査設計委託料で517万9,000円の減額としております。

49ページにつきまして、第10款教育費は第2項義務教育学校費1目学校管理費で、光熱水費191万9,000円の減。2目教育振興費で、就学援助費103万円の減となっております。

50ページの第5項保健体育費では、テニスコートフェンス改修工事費で223万7,000円の減額などとなっております。

第14款予備費は26万1,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、33ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費補正であります。第2款総務費第1項総務管理費の社会保障・税番号制度管理費で750万9,000円。

第3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業では552万2,000円、第3款民生費第1項社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業で3,183万円をそれぞれ追加いたしました。

次に、34ページ。

第3表地方債補正ですが、保健福祉センター施設改修事業債の本年度借入金額が確定いたしましたので、限度額を補正後の欄に記載した金額のとおり減額するものでございます。

以上、令和5年度色麻町一般会計補正予算（第11号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を、議案審議を続けます。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。10番中山哲議員。

○10番（中山 哲君） 今回、総務課長の説明によりますと、交付金等の確定、そして、調整ということで説明をいただきました。

しからは、財調の残高は幾らになって、また実質収支額は幾らか。また、実質収支比率どうか。また、計上収支比率はどうなっているのか。財政力指数はどうか。実質公債費比率は、将来負担比率はどうなっているのか。多分シミュレーションはされていると思いますので、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 中山議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、財政調整基金でございますが、今年度の財政調整基金は9億7,500万円でした。それで、2月にですね、実際取崩しを行いまして、予算措置を行いましたので、1億4,800万円を取崩しました。それで、財政調整基金の残高は、今現在8億2,700万円となっております。

それで、令和5年度の実質収支というところなんですけども、まだあくまでも見込み

でございます、なかなかそういう比率関係については、まだこれからになりますので、見込みといたしましてはですね、まず大体、歳入の見込み自体が、なかなかまだ読み切れないところがございますけども、大体ですね、51億円程度ぐらいの歳入、51億7,000万円ぐらいの歳入を見込んでおりまして、歳出につきましては49億円ぐらいの歳出を見込んでおりますので、大体約2億円ぐらい、実質収支額といたしましては、大体2億円ぐらいということで見込んでおります。

ただ、中山議員がおっしゃいましたように、いろいろなそういう比率については決算のほうで固まり、まだ今の段階では、そういう比率関係については、まだ出しておりません。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） こうすれば、実質収支額については、約2億円は見込んでいるというふうに答弁をいただきました。

しからば、当初予算が46億7,965万5,000円から出発し、現在、今のところ50億6,432万円となって3億8,466万5,000円、実質8.2%の補正増の増加補正っていうかね、追加補正をされました。そうした中で、財政状況についてはどのような変化をしたのかなというふうに見ているのか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず地方交付税等、地方交付税なんかにつきましては、ほぼほぼ大体見込んだような数字、ちょっとそれより少し上回ったような数字で今回交付をいただきましたので、この財政状況がどう変わったかっていうと、昨年、令和4年度並みと同じような感じの財政運営っていうんですか、ということで、何ていうんですかね、町といたしましては、令和4年度に引き続き令和5年度も、どちらかという安定した財政運営ができたんじゃないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 要するに、財政力指数がね、0.2なら、令和4年度の決算で見ればね、そういった中でいくと、財政力指数はこの間も言ったように、県下では一番低いという形になって、そういう形からいけば、交付税等々については当然増えてくるという、理屈的にはそうなるわけですけども、そういった中身での、そういったその財政の変化がっていうかね、あったのかということで私伺っているんですけども、そういったので答弁なかなか来ないなと思ったんですけども、そういった意味からすれば、また今度事業の在り方によっても、その辺で需要額、財政需要額が増えてくるわけだから、そういった基準財政需要額が増えるということになれば、その辺でもまた交付税が絡んでくるという状況になりますので、そういった観点からした場合にどう変化してきたのかなというふうなことで、お尋ねをもう一度させていただきます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） そうですね。

財政力指数だけを取り上げれば、確かに交付税が多くもらえれば、確かに財政力指数は下がってしまいます。

ただ、その需要額もありますけども、まずその交付税があるということで、何ていうんすんですかね、町の安定した財政運営にはつながっておりますので、確かに財政力を伸ばすために自主財源を増やすとか、あと、経費削減というのは、もちろん今後努めていかなくはない課題でございますけども、その辺を令和6年度以降をしっかりとその辺も見極めながら、財政力指数が少しでも上がるように運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書37ページ、歳入から入ります。

歳入。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

3款利子割交付金1項利子割交付金。（「なし」の声あり）

4款配当割交付金1項配当割交付金。（「なし」の声あり）

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

10款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金。（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税。（「なし」の声あり）

12款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

16款県支出金2項県補助金。（「なし」の声あり）

18款寄附金1項寄附金。（「なし」の声あり）

19款繰越金2項基金繰入金、失礼しました、繰入金です。19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

21款諸収入4項雑入。（「なし」の声あり）

22款町債1項町債。（「なし」の声あり）

23款自動車取得税交付金 1項自動車取得税交付金。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

41ページをお開きください。

1 款議会費 1 項議会費。（「なし」の声あり）

2 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴税費 3 項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

4 項選挙費。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 18節の負担金、補助金、ここで選挙公営負担金ということで、本町で初めてこの、あれ、町長選以外、2回目となるのかな、そういった中で583万6,000円の減額となった、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

選挙公営等負担金の内訳ということになるかと思いますが、まず自動車、候補者が自動車の借上げ契約を行った金額ですけれども、申請者、公費額が72万5,700円。それから運転手の雇用契約が80万円。燃料の供給契約が14万4,045円。選挙運動用ポスターの作成契約が147万5,600円。選挙運動用ビラの作成契約が1万7,779円。合計で316万3,124円という形になりました。これを、単純に候補者15人でしたので、平均しますと21万875円、一人当たりの公費負担額が21万875円という結果になりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） こうして見れば、今の1人当たり21万875円ということになると、当初900万円で見込んでいたんですけれども、これは何人分で何万円に見込んだのかお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

当初で900万円を計上しておりましたけれども、1人当たり50万円の18人分ということで900万円を、予算を置いておりました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかにございませんか。質疑なしと、違うね。違いました。はい、失礼しました。

次に、3款民生費 1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

2 項児童福祉費。（「なし」の声あり）

4 款衛生費 1 項保健衛生費。（「なし」の声あり）

3 項下水道費。（「なし」の声あり）

6 款農林水産業費 1 項農業費。（「なし」の声あり）

2 項林業費。（「なし」の声あり）

7 款商工費 1 項商工費。（「なし」の声あり）

8款土木費 1項土木費。（「なし」の声あり）

2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

5項下水道費。（「なし」の声あり）

9款消防費 1項消防費。（「なし」の声あり）

10款教育費 1項教育総務費。（「なし」の声あり）

2項義務教育費、失礼しました。2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

3項幼稚園費。（「なし」の声あり）

4項社会教育費。（「なし」の声あり）

5項保健体育費。（「なし」の声あり）

14款予備費 1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、33ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に34ページ、第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第36号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第36号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳出予算の補正を行うものであります。

議案書54ページを御覧ください。

第1款第2項2目納税奨励費で、納税組合への奨励金の額が確定したことにより、25万円の減額といたしました。

第8款予備費では、予算調整のため、25万円を増額といたしました。

以上、令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書54ページ、歳出から入ります。

歳出。

1款総務費1項徴税費。失礼しました。2項徴税費。（「なし」の声あり）

8款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第37号令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第37号令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万9,000円を減額

し、予算の総額をそれぞれ4億5,615万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

60ページを御覧ください。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整備により一般会計繰入金385万9,000円の減額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

61ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費で、受益者分担金前納報奨金など合わせて32万3,000円の減額といたしました。

第2款第1項農業集落排水事業費では、第1目管理費の維持管理に関わる作業費用、合わせて155万6,000円の減額といたしました。

第3款第1項特定環境保全公共下水道事業費では、第1目管理費の修繕料49万9,000円減額など、合わせて113万9,000円の減額といたしました。

第2目事業費では、公共下水道施設設置工事費39万3,000円減額といたしました。

62ページを御覧ください。

第4款第1項個別排水事業費では、第1目の管理費では、浄化槽法定検査委託料など合わせて33万8,000円の減額といたしました。

第2目の事業費では、放流排水施設使用同意手数料で11万円減額いたしました。

以上、補正予算についての御説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書60ページ、歳入から入ります。

4款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

次に、61ページ、歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

2款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

3款特定環境保全公共下水道事業費1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

62ページ。

4款個別排水事業費1項個別排水事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 令和5年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第38号令和5年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第38号令和5年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、収益的支出について御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定めました収益的支出の予算の予定額を1億8,860万2,000円といたしました。

65ページを御覧ください。

第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費で、動力費でポンプ場電気料452万2,000円の減額といたしました。

第1項営業外費用第2目雑支出で19万円の増額といたしました。第3目消費税及び地方消費税で123万円の増額といたしました。

第4項第1目予備費で310万2,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

支出から御説明いたします。

66ページを御覧ください。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備改良費で、四竈・清水地区水道施設整備工事費で647万9,000円の減額といたしました。

次に、収入について御説明いたします。

第1款資本的収入第3項第1目企業債で1,140万円の減額といたしました。

戻りまして、63ページを御覧ください。

第3条、予算第4条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出に対し不足

する額4,129万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額756万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,438万9,000円、当年度分損益勘定留保資金933万4,000円で補填するものといたしました。

64ページを御覧ください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を1,140万円減額し、3,590万円とするものです。

以上、補正予算についての御説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書65ページ、収益的支出から入ります。

1 款水道事業費用1項営業費用。（「なし」の声あり）

2 項営業外費用。（「なし」の声あり）

4 項予備費。（「なし」の声あり）

次に、66ページ。資本的収入及び支出に、支出の収入、何。次に、66ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入から入ります。

1 款資本的収入3項企業債。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

1 款資本的支出1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、64ページに戻りまして、第4条企業債、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第1号）

○議長（天野秀実君） 日程第11、議案第39号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第39号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ464万円を増額し、予算総額を45億8,842万2,000円といたしました。

議案書72ページを御覧ください。

歳入から御説明いたします。

第15款国庫支出金は、第2項国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で374万円を増額。

第19款繰入金第2項基金繰入金で90万円を増額しております。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書73ページを御覧ください。

第1款議会費では、会計年度任用職員の人件費分として、合計で90万7,000円を増額。

第2款総務費第2項徴税费において、住民税システム改修業務委託料として187万円の増。

第3款民生費は第1項社会福祉費で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム改修委託料187万円を増額いたしました。

74ページに移りまして、第10款教育費は、就学時健康診断また学校医の依頼形態の変更によりまして、第1項教育総務費においては、委託料から医師謝礼、第2項義務教育学校費は、委託料から報酬へ予算を変更するものでございます。

第14款予備費では7,000円を減額し、予算の調整を行ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書72ページ、歳入から入ります。

15款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

73ページ。

1款議会費1項議会費。（「なし」の声あり）

2款総務費1項徴税費。失礼しました。2項徴税費。（「なし」の声あり）

3款民生費1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 議長にお願いがあります。この後の10款の2項の絡みもございませぬので、あえてそこまで含めてさせていただきます。

内容としましては、今回7節から、ごめんなさい。12節委託料から報償費、2項の分についても委託料から報酬、先ほど提案理由で、契約内容の変更ということございました。具体的何がどのように変わったのか、その点をまずお尋ねをしておきたいと思いません。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

今回の補正で委託料から謝礼のほうへ、もう一つで、義務教育学校費については委託料から報酬へということで、どのように変わったかという御質問かと思いますが、今まで加美郡医師会からの推薦で、今まで勤務医でありました、加美病院に勤務しておりました医師のほうに、お願いをどちらもしておりました。その医師がですね、常勤でなくなるというのが2月頃にですね、加美病院のほうからお話があり、加美郡医師会にですね、再度推薦をお願いしたところ、加美病院の先生ではあるんですが、令和6年度から非常勤になるということでございますので、加美病院の先生にお願いする場合は、加美病院を経由しないで個人的にお願いしていただきたいということで、就学時健診の歯科とか、耳鼻科の先生にもお願いしているんですけども、そちらのほうと同様に謝礼のほうで、義務教育学校費については、1年間学校医としてお願いしているもので、報酬という形で先生のほうに、お医者さんのほうにですね、お願いするというところで、報酬のほうに置かせていただきました。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） ただいまの答弁聞きますと、医師会のほうにはお話しはしていると。ただ、使っているのは勤務医で今までやってきて、加美病院の先生にお願いをしてきた。ただ、その先生が今回、非常勤になったことにより、個人的契約にしてくださいということになったという説明でよろしいのかな。

そうすると、今後この先生方、医師会との関係を含め、どのように進めていくのか。

非常勤ということは、いずれいなくなる可能性もございますので、そういった部分を含め、契約形態が果たして今後どうなっていくのかということもあるんですけども、今回はそういう形を取るということで御承知はしますけども、個人的契約ということになるのかな、そうすると、契約の仕方としては。そういうことで承っておいてよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

今回の非常勤のお医者さんについても、加美郡医師会からの推薦ということで、非常勤ですけども、そちらの先生にお願いしたというところで、今後、勤務医がいなくなった場合どうするんだというところがございますが、そういった場合もですね、一度医師会のほうに推薦をお願いし、いない場合は、次は別な、例えば大崎医師会さんをお願いして推薦していただくというような形を考えております。

今現在、たしか耳鼻科の先生は大崎市医師会から推薦をいただいておりますので、そのような流れになります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今までも医師会で御推挙いただいてきていたと。

ただ、課長の答弁を聞くと、最終的には、勤務医ではなく非常勤ですから、個人的契約になりますよということと言われたという、先ほどの答弁聞いたもんですから、個人的な契約になるんですかっていう話をしたんですよ。だから契約形態、要は節が変わりますということ。

ただ、あくまでも窓口は、医師会であれば委託になるのではないかなと思ってるもんですから、その点どう判断すればいいのか、再度御質問しておきます。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

医師会からは、あくまでも推薦という形でお医者さんのお名前を頂戴しているところでございます。その後については、町とのお医者さんの中で契約書を交わすのか、委嘱状を渡すのかというところは取決めしてくださいという形でございます。

令和5年度までは加美病院と医師会との契約ではなくて、加美病院と契約を締結していたところがございます。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

14款予備費 1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を。（「今、1項言ったから、2項もあります」の声あり）失礼しました。

10款教育費 2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

次に、14款予備費 1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、令和6年色麻町議会定例会3月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日3月27日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日3月27日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時52分 散会
